

漁業経済 学会短信

No. 40
83. 5

目次	
戦後漁業権制度の性格と機能……………	鈴木 旭 ①
漁業制度改革における資源対応とその理論……………	長谷川彰 ③
漁業制度改革における協業の位置づけの変化……………	八木庸夫 ⑤
特別寄稿「漁業制度改革の理念について」……………	秋山博一 ⑧
第三〇回漁業経済学会大会のお知らせ……………	⑬
全国理事会等の日程、学会誌の編集・発行状況について……………	⑭

第三〇回大会案内特集

第三〇回記念大会シンポジウム

「漁業制度改革の現代的意義」

「戦後漁業権制度の性格と機能」

鈴木 旭

この報告では、沿岸漁業生産の基本的枠組みとなる戦後の漁業権制度の性格を法制度の構造とその機能の分析によって明らかにしようとした。

(1) 先ず戦後漁業権制度の歴史的前提となる明治漁業法による漁業権制度をみると、明治漁業法においては、漁業を営みうる地位を漁業権とし、漁業権の設定は、行政庁の免許処分によることとされた。又、漁業権は不動産物権と見做され、その私的所有と自由な処分（譲渡、貸付、担保化など）が認められた。

このことは、沿岸漁場の資本家的利用が制度的に保障されたことを意味し、この点で明治漁業法による漁業権制度は、資本主義法の基礎となる近代民法としての性格を有していた。

(2) この明治漁業法は、昭和八年に一部改正されている。この改正は、従来の漁業権の保有主体としての漁業組合を、経済事業団体としての漁業協同組合に改編しようとするものであったが、かねて法改正が求められていた漁業権制度については法改正によることなく、法運用の面で漁業権の私的所有に制限が加えられるようになった。いわゆる「漁業権の組合集中」方式である。尚、この法改正に

より漁協による漁業自営の道が開かれることになった。これらは、昭和恐慌期における漁村の経済更生策の一環をなすものであり、沿岸漁場を小漁民の生産の場として確保し、窮乏化する漁民生活の安定と漁村社会の秩序維持を図ろうとするものであった。このような「漁業権の組合集中」方式は、漁業権の私的所有に一定の制限を加えるものであり、これは、市民法原理に基き構成された明治漁業法の漁業権制度に、事実上の修正を加えることを意味し、これによって明治漁業法による漁業権制度は、法運用の面で社会政策的法（社会法）としての性格をもつに至った。

(3) 戦後の漁業権制度は、戦後、占領軍による「民主化政策」の下で制定されたが、戦後制度においても、明治漁業法と同様、漁業を営みうる地位を漁業権とし、これを不動産物権とみとめたが、権利の自由な処分（譲渡、貸付、担保化など）が禁止され、私権としての性格は著しく制限されたこと、漁業権の設

定は、旧法の先願主義を排し、漁業免許に先立ち漁場利用計画を公示する漁場計画制度を新設したこと、漁業免許は申請者の適格性と優先順位の規定に基づき行われることなど、明治漁業法とは著しく異った制度がつけられた。かくして、戦後の漁業権制度は、戦前の制度とは異質な、あるいは戦前の制度とは歴史的な連続性をもたない制度とする評価が一般に行われてきた。しかし、戦前における制度の変遷過程や現行制度の制定過程、さらには法制度の内容をみると、戦後制度の基本理念は、昭和恐慌期において農林水産当局が打ち出し、その後一貫して実現をめざしてきた「漁業権の組合集中」方式とみられるのである。

(4) では、このような戦後の漁業権制度は、どのように評価されるであろうか。先ず制度の内容をみると、戦後の制度においては、①漁業権の自由な処分は原則的に禁止され、漁場の資本家的利用が制度的に阻害されている。②漁業権の存続期間は著しく短縮され、かつ期間満了時の更新制度が廃止され、投下資本に対する保全が全く考慮されていない。③私的所有の対象となる区画漁業権などの取得は、漁業権申請者の適格性と優先順位の規定により行われることになり、漁業権の私的所有は資本家的所有は、漁協、漁業生産組

合などと競合する場合全く不可能となる。④他方、漁協の所有に限られる共同、区画漁業権の内容となる漁業種類の充実が図られ、漁協の沿岸漁場に対する支配が拡大されている。など、戦後の漁業権制度は、全面的な「漁業権の組合集中」方式こそとっていないが、その基本理念は、沿岸漁場における資本家的利用を排除し、漁協を中心とした漁民による漁場の操業の場を確保しようとするものであって、いわば「漁民的漁場利用制度」として特徴づけられるのである。この「漁民的漁場利用制度」というのは、組合の管理漁業権の下では、組合員の各自行使権によって、小生産者による漁場の分割的利用を保障し、漁場の個別的分割的利用になじまない大規模漁業（定置）については、漁協、生産組合などの漁民の共同生産組織による共同化の方法を講じ、小生産者の漁場利用に基づく漁民的小経営を補充しようとするものであって、その狙いとするとところは、沿岸零細小漁民の保護、乃至はその維持温存にあったとみられるのである。しかも、このような制度改革が、敗戦直後における日本の資本主義（国家独占資本主義）の破局的状況の下で、その建直し策の一環として、専ら、上からの改革として行われたという意味で、戦後の漁業権制度は、国

して性格づけられよう。

(5) このような漁業権制度は、日本経済の高度成長の過程で一定の修正が加えられる。すなわち、日本経済の高度成長の過程で進化した漁村労働力の都市への流出と国民所得の増大に伴う水産物市場の拡大は、かつて過剰人口のプールとされた沿岸漁業の構造変化をもたらし、企業的漁家経営を成立させる条件をつくりだす。これは、従来の平等利用を原則とする漁場の小生産者の分割的利用と矛盾するようになる。昭和三七年度の法改正は、こうした事態に対処しようとするものであった。漁業法改正の要点は、それまでの組合有漁業権に対する組合員の平等行使の原則を修正し、漁業権行使者の資格要件を特定のものに限定し、かつ漁協による漁業権の管理機能を強化するため、組合有漁業権行使の自主規則としての漁業権行使規則の制定を法的に義務づけるとともに、これを知事の認可制とすることによって、沿岸の漁場利用に対する行政庁の指導介入に法的根拠を与えたのである。これは漁業権の平等行使による漁場の細分化利用を防止し、「沿岸漁業の構造改善」が期待する自立的專業漁家の成立に必要な一定規模の漁場を確保しようとするものであり、同時に、漁協による漁業権の管理機能と、行政庁の指導介入を強化することによって、小生産者の

漁場利用の矛盾（漁場が共有であるのに利用が個別的に細分化される）を是正しようとするものであった。こうして、現在の漁業権制度の下では、沿岸漁場の資本家的利用は完全に遮断され、戦後の漁業権制度がその基本理念とした漁民による漁場の自主管理と平等利用を原則とした漁民的漁場利用制度は、漁協の漁業権管理機能の強化と行政庁による漁業権行使に対する指導介入が強化される中で、構造改善政策が期待する自立的専業漁家企業の漁業経営の存立条件となる漁業権制度に改編されたのである。これは高度成長期以後における日本資本主義の新たな段階に対応する漁民的漁場利用制度＝小漁民維持政策ということができる。

「漁業制度改革における資源対応とその理論」

長谷川 彰

(1) 戦前、漁場を太平洋全域から南水洋にまで拡大し、「無尽蔵」の資源を追求して来た日本の漁業資本主義は、敗戦と共にその条件を全面的に喪失する。いわゆるマッカーサーインによる漁区制限の結果、操業水域は戦前の半分にも満たない範囲に閉じ込められてし

まった。反面、戦争の打撃によって、トン数にして28%も減少した漁船の方は非常に速く回復し、一九四八年には早くも戦前の最高水準にまで再建される。一方における狭い操業水域と、他方における漁業生産力の急速な増強は沿岸資源に対する漁獲強度を高め、戦後の早期から「乱獲」問題を各地で発生させた。それは、講和条約（一九五四年）までの何度かの漁区拡張にもかかわらず、ついに終息することがなかった。一九四九年には以西底曳網漁業に対して三割の減船整理が実施され、また一九五一年にはGHQから「五ポイント計画」が発表され、それに基づく小型底曳網漁業の減船整理が全国的に実施されるという厳しい状況が続いた。

では、古い漁場利用関係を改めて、戦後の新しい漁業発展の道を開くことを意図したとみられる漁業制度改革は、上記の社会状況の中で、資源問題に対してどのような制度的解を与えようとしていたのか。当時の政策担当者の考えを最もよく表明しているものとして、水産庁経済課編『漁業制度改革―新漁業法条文解説』がある。

資源問題に関連する『解説』箇所から読み取る限り、漁業制度改革は、漁業における「封建的残滓の徹底的排除」を第一の目標に置き、旧慣に基づく閉鎖的保守的な漁場利用関係の

抜本的な解体を目的とするとしながらも、それが個別資本における漁業の自由化として展開することには否定的であった。沿岸域における水産資源には絶対的な限界があるので、個別資本としての生産力増大は分け獲り競争を激化し、「乱獲」と特定資本による資源独占を生むだけだ、という認識がそこにあった。

「封建的残滓」から自由になった漁業者は、漁業の個別的な自由化に走るのではなくて、対象水面の総合的高度利用をはかり、漁場総生産の最大化を追求するようなシステムに再結集される必要がある。「徹底的に民主化された」漁業協同組合と漁業調整委員会がそれであり、地先の定着性生物資源は前者が、そして新漁業法により漁業権からはずされ「自由化」した浮魚資源も含めて、より広域的な漁業資源は後退が管理して行くというのがその構図である。特に漁業調整委員会に対しては、「漁業を総合的に高度利用し、漁業生産力の民主的発展を図ることを漁業調整という字句で表現し、これを漁業法の目的とした」とする新法立案者の大きな期待が込められていた。

しかし、歴史の事実が示すところでは、この期待は総じて空振りに終わったと言わねばならない。ほとんどの場合、「漁業調整」は漁業者間あるいは漁業者集団間における経済的

利害の、文字どおりの「調整」に終始した。そして、そうした「調整」の積み重ねの末に実現するものは、漁業者相互間の所得あるいは漁業資本相互間の利潤の平準化であり、自由競争的漁獲の「緩和」された形態、といったものであった。

戦後の漁業発展の中で社会・経済的に自立・成長した中小漁業資本に対して、「漁業調整」が結局はそういう方向をたどったのと同様に、漁業協同組合における漁業権管理も、漁民間の利害調整を超えることはまずなかった。漁民の小商品生産者としての社会・経済的自立性が高まる中で、それは一般に漁業権行使の平等化と細分化という形をとって現れた。

(2)

漁業制度改革の立案者が、結果はともかく理念的には、「資源維持」の観点から漁業の自由化に対して否定的であったのに対し、制度改革を理論的に総括した近藤康男編『日本漁業の経済構造』・「第三章資源論」の場合には、むしろ逆に漁業の自由化を基本的に肯定することこそが日本漁業の発展のために必要であると主張する。例えば同「資源論」の結語に当たる「日本漁業のためのブループリント」は、定着性のある特定魚種の生息域に「沿岸漁場」の範囲を限定して底曳網漁業を禁止

するほかは、漁業は原則的にすべて自由化することを提案の骨子にしている。

漁業権であれ漁業許可であれ、その内実は漁場の特権的占有に結びついており、それに基づき「色々な形の独占関係と利権」が漁業者間に非生産的な対立と紛争を持ち込む根本原因をつくり、「漁業経済に乱獲以上の弊害」を及ぼしていると論者は見るのである。『制度改革条文解説』が、漁業権漁業の枠から辛うじてはずした浮魚についても、「一応自由となるが、必要があれば許可漁業とする」と「解説」しているほどに漁業の自由化に慎重であったのと際立った違いがそこにある。

『経済構造・資源論』の漁業自由化の主張には、資源利用に関して特に次の二つのことが根拠になっていたとみられる。

一つは、資源の利用状況の評価にかかわっている。「乱獲」を含む資源問題は、漁業制度改革の立案過程における重大問題の一つであったし、実際にもほとんどあらゆる漁種、あらゆる地域で「乱獲」が問題化し、その解決を求める声が満ちあふれていた。しかし、資源生物学者・笠原昊氏を共同研究者に持つ『経済構造・資源論』の見解からすれば、その多くは自然科学的な内容をもった「乱獲」でも何でもなく、漁業者や行政官の資源理論についての無理解に発するものでしかなか

た。「乱獲」論議の多くは特定の漁業者層が自己の漁業特権を維持するための口実に使われているのであって、そうした特権を支えている総数制限や漁区制限などの漁業規制を打破し、漁業を自由化することこそが必要であると『経済構造・資源論』は説くのである。

第二は、「乱獲」の発生原因についての理解、ならびに資源利用における経済的自律作用への期待にかかわっている。

すなわち、「乱獲の事態となれば、一般に単位努力当り漁獲量は極めて低く、普通の経済状態では、その資源を対象とする漁業経営は著しく不利である。従って、乱獲の状態となる前か或いはなつてから、他の漁業か、それができなければ他の産業への転業がおこることによって、いわば自動的に漁獲努力量が減少し、強度が下がることになる」はずであるのに、日本漁業に「乱獲」が多発するのは、漁業資本主義の前期性、それに基づく特殊に強大な漁業強度の増進にあるとみるのである。したがって、漁業ないし漁村の資本・労働関係における前期性を払しょくし、資本主義的近代化と自由化を推し進めることこそが、資源的漁獲関係における経済的自律作用の円滑な発現を促し、「乱獲」を防ぐことになる。漁業制度改革における民主化の路線と「乱獲」問題の解釈とが、このようにして合体する。

確かに一般近代産業なみの賃金率や利潤率の漁業における実現は、漁獲努力の投入量水準を引き下げ、「乱獲」回避の方向に作用するであろう。しかし、他方、「近代化」の他の側面である、漁業技術の発達や生産者価格の向上が、漁獲努力投入量の増大を助長する。漁業の歴史的事実がわれわれに示すところによれば、漁業における前期性の衰退が経済的自律作用を通じて過剰な漁獲努力を排出し「乱獲」を回避させた運動の面よりも、戦後の近代化を契機とする漁業の技術・経済的発達が資源に対する漁業の収支均衡点を引き下げ、「乱獲」への傾斜を強めた運動の方が圧倒的に大きかったと言えるであろう。皮肉なこと、『経済構造・資源論』の筆者が極力否定しようとした漁業権や許可制度による他律的な規制によって、「乱獲」からの部分的回避がはかられている形である。

(3) 漁業制度改革の実施期に重なる一九五〇年代前半の停滞を経て、漁業もまた同年代後半の高度成長期に入る。講和発効による漁場制限の撤廃を背景に、日本漁業は世界漁業への「自由な」進出をはかる。「沿岸から沖合へ、沖合から遠洋へ」の政策スローガンは、そのまま資源の過大利用に伴う矛盾の、外への移転・拡散を意味していた。沿岸域により厳し

く、遠方になるほどより自由化する漁場・資源の重層的配分関係が、漁業権・許可制度によってつくり出され、漁業経営の重層的階層構造の再生産を保証すると共に、資源利用の外延的拡大を方向づけている形である。資源利用における生物生産面での破たんを、新たなポピュレーション、新たな利用魚種の開発を絶えず組み込むことによって回避するというのが、そうした発展パターンの仕組みであり、「乱獲」の拡大再生産を内包していた。「資源管理」は、国際漁業の場面での外から強制された問題としてしか存在しなかったと言っ

「漁業制度における協業の位置づけの変化」

八木庸夫

漁業制度における協同の取扱いについて論評する前に、その評価基準となる漁業における協同の特殊な重要性について考察しておく必要がある。

協同の重要性は漁場支配の形態に基づくものであり、漁業支配の形態はさらにそれを構

成する水の特性および水産資源の生理・生態に強く影響を受けている。水の溶解力、拡散性、流動性は漁場に他律的な環境条件の影響を強く及ぼすことになり、水産資源の回遊性、相互の食物連鎖はその生存条件を著しく広域的なものにしている。ことに広大な海洋における水産資源の生存条件を構成する範囲は神秘的といえる程の広がり複雑さを持っている。したがって漁場支配の形態においても、個別的な独占的利用はなお従属的かつ不安定な形態に留まり、基礎的には採捕を自由にするかそれとも関係する全漁撈体を規制するかがまず問題である。

歴史的性格を多分に持つわが国の漁場制度は、元来全漁撈体を極めて巧みに規制するものである。その方法は、まず行政区分に応じて沿岸漁場を漁村ごとに区切り、その各々について、まずどこにでもある資源を対象とするが故に最も全面的で、誰でもができる漁業を内容とするが故に最も全漁民的な共同漁業権、ことに第一種共同漁業権を、地元全漁民によって構成される漁業協同組合に免許し、次に他の漁業権ないし漁業許可は全て多かれ少なかれ共同漁業権者の承認を条件として設定されることとし、それによって地先漁場を全漁民的合意の下に共同体的に支配する体制を作っている。

地先漁場の共同体的支配制度の水産振興上の重要性は、第一に、資源保護を目標とする漁業規制を通じて、特定資源の漁獲高を最大漁獲高に近づけることである。このことは水産資源の採捕において、無軌道な生産競争の激化が濫獲を結果し、漁業経営を破綻せしめた多くの事例に照して明らかである。第二に、全漁民的合意の下での諸漁業の規制を通じ、資源支配力の弱い漁業に対してもその漁場を保障し、強い漁業は他に迷惑をかけぬよう規制して存立せしめることにより、多様な漁業を成立させ、多様な資源を残る限なく利用し、それによって生産高を増大させていることである。これらの機能によって共同体的漁場支配の制度は、多様にして豊富・新鮮な沿岸魚介類に対する巨大な国民的需要を満し、それを素材とする独特の食文化の発達に寄与している。他面において、それは諸漁業の多面的な規制によって、それらの自由な漁場利用を妨げ、経営的發展を阻害する面をもつものもある。

主要な生産力要因である漁場の、さし当りは漁村単位の地先漁場としての、地元全漁民による共同体的支配は、共同的生产力の基礎を作っている。これに対応するのが漁村の共同体的な結合関係であり、その標識になっているのが漁協である。共同的生产力はさらに

資源増大のための漁民の共同作業、漁協施設の形での生産的共同施設の共有、漁港等の生産的公共施設保有への漁協を媒介とする関与などに及んでいる。また漁協の購買・販売・信用その他の共同経済事業の基礎でもある。これらの総てが沿岸漁業の経営を支えており、この共同の力の支持を除いて沿岸漁業経営を考へることはできず、少なくとも政策上個別経営の生産力以上にその増大が問題であることは、水産予算の大部分が漁港等の公共施設や漁協の共同施設の補助・助成等に費やされていることにも示されている。

なおこのような共同体的関係を過去の遺物とする考えは誤っている。遙か昔のことではあるが血縁共同体から地縁共同体への転化が行なわれた事情を思えば、それは明らかに必要に応じて解体され再編されるものであって、むしろ共同的生产力のあり方に応じて変化するもの、古いものとしてではなくむしろ水産資源の特性に対応して形成された現代的存在としての側面をみるべきである。この関係独自の問題は、自然の生産力を最大化するような生産力のあり方、ことに共同的生产力のあり方を明らかにし、これに対応する共同体的関係の構築を含む生産体制を形成することである。しかしこの関係は漁村の社会関係を反映したものであり、この関係の背後にある

漁村社会の、有力者の専制が全体としての生産力の発達をしばしば阻害するといった意味での、民主化の程度は勿論問題になる。すなわちこの関係の合理化は漁村の民主化と並行して進めなければならないという問題を担っているのである。

都市化の進んだ地域においては、実質的にも形式的にも資本主義的体制が支配し、そこでは自由な経済活動が生産力発展の基本的条件であると考えられている。そして資本企業は自由な経済活動を通じて利益の増大を図るが、そのためには当然共同体的体制等の非自由な制度の解体・自由化による活動範囲の拡大も大きな課題である。他方共同体は元来構成員の生活とそのため生産を維持するために大地を集団で排他的に共有し、共同で管理・利用し、構成員全員の生活・生産を維持するために共有資源の自由な個別利用の制限も行なう機構であり、それに属するのは利益よりは所得すなわち生活費の獲得を目的とする漁家およびその共同経営体である。かくして都市と農漁村の対抗が存在するが、その内容はシビリアな資本主義的体制と共同体的体制との対抗であり、また経済的には資本企業と共同体的小生産者の対抗である。

共同体的小生産者においても、資本主義的階級分解につながるような階層分化がないわ

けではない。しかしその中でようやく企業化したかに見えるのは、真珠やハマチ養殖漁家のごく一部の上層漁家にすぎない。それらには共同体的支配漁場の一部を区分し割愛することによって、実はそれらを共同体的体制から排除しており、この操作によって大多数の漁家は依然として共同体的体制の中に留まりうるのである。そして沿岸漁業において、共同の生産力が個別の生産力以上に重要であることから、漁家内部の階層分化にかかわる諸問題は、漁村の共同体的民主主義との関係では重視されるが、概して従属的な矛盾に留まり、外在的な資本企業との対抗、資本主義体制との対抗、総じて都市との対抗が主要な矛盾となっており、そこでは漁家の、そして漁村の団結が強調されている。

次に漁業制度における協同の取扱いについてみると、昭和二四年の漁業制度改革の際には、大戦後の米軍占領の下での天皇制の解体と民主化の展開、工業の衰退と独占資本の活動の一定の制限、食糧難打開の必要と復員者の農漁村への流入などの条件の中で、農業において自作農創設が急がれたのと並行して、沿岸漁業について政府は資本漁業の展開よりは協同体制の強化による漁場利用の高度化・総合化、総漁獲量増大の方向を志向している。しかしアメリカの漁業資本主義化への志向も

あって、この方向は不徹底なものになる。

その後わが国経済は高度成長段階に移行し、昭和三六年の所得倍增計画の中で、それにふさわしい漁業構造のあり方が示される。そのため作成された漁業の基本対策の中で、中心の問題であった沿岸漁業の構造改善の方向について、政府は概して次のように述べている。(一)他産業の成長に合わせて労働力の流出を容易にする対策を講じ、漁業内部の生産性向上については、まず(二)浅海増養殖業を積極的に振興し、かくして人口流出と増養殖への転換によって漁場が相対的に拡大する海面漁業においては、(三)能率漁業の導入を図り、これらを通じて沿岸漁業の零細性を克服して企業の経営を育成し、共同経営化を推進するが、その際部落共同体的関係は好ましくないもので、より広い地域について(四)中核的漁港の整備を軸とする近代的漁村の建設を期待する。この方向づけは現在に至るまで基本的には修正されていない。全体の方向は明確に共同体的体制の解体、操業の自由化、企業的経営の育成を指向している。したがってここでの共同経営は資本主義的なものと判断される。

しかしこの政策方向は決して期待通りには実現されていない。この政策方向に従いながらしかも構造改善の意図を阻止してきたのは、多様・豊富・新鮮な魚介類に対する巨大な国

民的需要と、それを背景に沿岸漁業生産力、ことに共同の生産力の維持・発展を目指してきた漁民の努力である。

現在の支配的生産様式・社会経済制度はいうまでもなく資本主義である。漁村もその色彩に染め上げられ、共同体的漁家も形式上は企業的漁家と何等異なるところはない。その下で強力な漁業企業化の政策が進められている。その力に押されて、漁民の努力にもかかわらず漁村の共同体的体制は危機的狀態にあるといえる。しかし前述した生産増大の機能によって、沿岸魚介類に対する巨大な国民的需要が消滅せず、漁民が努力を放棄しない限り、漁村の共同体的体制は解体されないと考えられる。ただ新しい時代に対応して変化・再編されることは必至である。

漁村の共同体的体制の再編を促がす一つの顕著な条件変化は、二百海里時代に入る頃から特に問題視されるようになった栽培漁業の発達である。栽培漁業の発達は、これまで行政区画に従って区分された海域について漁業を行ない得る権利を問題にしてきた漁業制度に対して、特定資源を採捕する権利をどのよう法体系に盛り込むかという問題を投げかけている。特定資源を採捕する漁業を規制しようとするれば、窮局的にはその資源の全生活領域について、関係する全漁業を規制する必

要がある。

北海道のサケを例に引くまでもなく、今や極めて多くの有用魚介類に、何等かの資源増大のための人工が加えられるようになっていく。それら資源の管理においては、恐らく水産資源を根付・磯付、中回游魚、大回游魚等に区分し、それぞれの生活領域をほぼ包括しうる適切な広さの海域を設定し、その範囲内の漁協と相当数の学識経験者等を加えた共同管理委員会のようなものを組織し、それによって関係する全漁業を管理することが必要であると考えられる。なお根付・磯付については概して従来通りの漁協管理が考えられる。漁協を地域漁民の社会的主体として評価し、その主体性を強化すべきことなど、なお触れるべき問題も多いが、紙面の関係でここでは省略する。

◎特別寄稿

「漁業制度改革の理念について」

秋山博一

・戦後制度改革について
現行漁業法第一条を見るまでもなく、制度改革は生産力の解放と民主化を目標としております。専用漁業権を撤廃し、浮魚を自由化し、五年毎の漁業権の切替え（但し共同漁業

権は一〇年）及び適格性優先順位の条項にみる民主化促進規程等がそれです。

一方、水産業協同組合法は、ロットチデル原則（巷間ロットチデル原則と言われてますが、国際協同組合同盟でまとめた協同組合同則です）そのままの徹底した民主的法律といつてよいでしょう。協同組合設立の自由加入脱退の自由、一人一票制等明確に規定されております。

・生産力の解放について

こうして、漁業生産力は解放され、漁獲量は一千万トン水準に達しました。しかし、これには高度経済成長という条件が著しく作用したことは言うまでもありません。重化学工業を中心とする雇用力の増大によって農漁村における過剰人口圧力は解消され、一転して若年労働力を中軸とする労働力不足が現れました。生産性格差インフレーションは、燃油資材価格の安定、魚価の上昇となって漁業に幸しました。国民所得の上昇、農山村における市場（魚）の拡大等は、魚価上昇を一層促進しました。

こうして、漁民・漁業経営者は、労働力不足をカバーするため且つ労賃の継続的上昇に比して相対的に安価なので省力化技術（相対的労働時間の延長を意味するので、省力化という言葉は好きではありません）の採用に走りま

した。同時にこのことは、魚価上昇を期待しての機械の採用ということであることも言うまでもありません。こうして、各種機器を装備して「機械化」した漁業が実現したのです。高度成長期を通じて、農業においては専業農家数が減少しましたが、漁業においては逆に相対的に上昇してきたのも、「機械化」したことにあります。つまり、投下された固定資本の回転を早め、早く回収するため、周年操業が資本により強制されたわけです。

ところで「機械化」されたことにより、も議論、労働生産性（価値視点）は飛躍的に上昇しました。表1をみて下さい。これについては統計的な分析が必要なのですが、紙数も時間もないので、簡単な結果だけを示しました。大変不見識なことですが、漁家経済報告書の数値について吟味せず、また土地建物等を除いて作表したので数値は若干変るかも知れませんが、傾向としては変化ないでしょう。

さて、漁業労働生産性（価値表現）は、資本装備率、資本の物的生産性、魚価の乗数という前提（表の式）で、この表を作りました。これによりますと、労働生産性は飛躍的に増大を続け、それは、資本装備率の上昇と魚価の継続的高騰に支えられたものということが分ります。その反面資本の物的生産性は著しい低下傾向です。昭和四〇年代に入って「金

表1 生産力構造の推移

$$\frac{PQ}{W} = \frac{C}{W} \cdot \frac{Q}{C} \cdot \frac{PQ}{Q}$$

	労働生産性=資本装備率		単位資本当り 物的生産性	単位魚価 Kg当り
	千円	千円	Kg	円
昭30年	169.0	62.9	66.4	40.0
35	214.4	97.5	39.5	55.6
40	510.3	204.4	26.6	93.7
45	982.8	449.1	13.4	162.1
50	2,002.4	912.1	6.8	330.5
55	3,115.0	1,891.4	3.3	486.4

PQ=漁獲物収入
 W=平均従事者数(出漁1回当り海上労働者数)
 C=漁業用固定資本(但し土地建物は除く)
 Q=漁獲量
 P=平均価格

(注) 漁業経済調査(漁家の部)より、漁船漁家の平均

のかかるほど魚はとれなくなった」という声を漁村でよく聞いたのですが、そして、それにも拘らず漁船の新造や、漁業用諸機器の購入に血道をあげていた状況が良く分ります。資本の物的生産性のこの著しい一貫した低下傾向は他産業に見られない漁業の独自のな特徴です。つまり、漁獲効率を上昇させるための資本の投下が不効率となって実現するという矛盾です。この矛盾も魚価がある水準以

第二の方策は、いうまでもなく減船整理であり、投下資本の制限です。このことは、言葉を変えれば、生産力の破壊であり、その発展の阻害です。以上のように、生産力の解放というねらいが、その反対物である生産力の破壊・発展の阻止に転化しつゝあるのが現状なのです。
 ・民主主義について(1)
 漁業における民主主義については、二つの

上に上昇を続けるならば表面化せず経営は安定し成績を上げるでしょうが、ある水準以下となると経営危機(生産力危機)となって現れます。
 この経営危機を克服するためには、資本の物的生産性を上げる以外にないわけですが、その方策は二つあります。一つは、資源の培養であり、二つは投下資本の削減です。
 第一の方策は、栽培漁業(分らない言葉です)として進めていますが、その費用の社会化(国・自治体・協同組合の負担)利潤の私有化という基本的矛盾があります。これの克服なくして栽培漁業の定着は不可能でしょう。

分野について検討する必要があるでしょう。第一は、漁協における民主主義について、第二は、漁民の民主主義運動が生み出したものについてです。
 まず、第一の分野について、漁協に対する漁民の一般的態度について、「依存はすれど参加はせず」という評価が普遍的なものです。サービスの提供者としての漁協に接していても自分達が作り上げねばならない組織としての参加意識で接してないということです。このような一般的な態度は、わが国の生産者協同組合が官製として作り上げられてきた歴史性にあること、つまり「共同体としてのむら」と別箇の組織原理によって作り上げられてきたことに根本的歴史的原因があるのでしょうか。この点は重要な問題ですが、ここではふれずに、戦後の漁業生産力の発展・漁業の近代化・機械化に対応して、上部構造としての漁協の合理化・近代化が、協同組合民主主義に何をもちたらしめたかに焦点を絞りたいと思います。
 漁協の合理化・近代化といっても、要するに漁協経営の合理化・効率化に矮小化されて推進されてきました。経営は、ある一定の規模になると、企業内分業も確立され、それなりの生産性を上げることができます。このため、協同組合の合併が促進されてきたことは

周知の通りです。この結果、つぎの二つの傾向を生み出しました。

第一は、漁民との乖離です。「昔は知っている人が組合で働いていた。今は、ネクタイをしめた知らない人が働いている」「燃油を買うため組合に行った。八時前で戸が閉まっている。宿直の者を起そうと思って、大声で叫んでもコンクリート造りのビルなので聞えない。仕方ないので公衆電話をかけて起した。」

この卑近な例に、漁協の合理化、効率化が漁民に何をもたらしたかが端的に示されていると思います。かつては、「むら」のなかで漁民の生活空間のなかに一体化していた漁協が、経済合理性の追求の結果、別箇の経済空間に移行し、企業として確立し、漁民と相対的に独立するものに転化してしまつたといえるのではないのでしょうか。

第二は、専門家集団の形成です。漁協経営の合理化、効率化を進めるためには、特殊専門的な技術・技能を身に付けなければなりません。また、組合員である漁民に奉仕するためには、いろいろな法律・規則等に対する知識や運用技術に習熟する必要があります。さらに諸官庁や外部諸団体との連絡調整などにも必要です。こうした諸々のことを習得している専門家がいないと、漁場の経営・運動はできない状況となっております。漁協やその連

合会の役員に職員上りの専門家が就任するケースが多くなっているのも、この状況の結果の反映なのです。

これら専門家は、漁民と同じ漁業の領域内で活動していますが、その生活・思想・知識体系は、漁民のそれと異質です。この異質の部分、同じ漁協として統一的な組織を形成しているのです。このため、統合するものと統合されるものとの関係ができてきます。

「漁民は主人、漁協職員は奉仕者」と言います。正しくその通りなので、職員による漁協経営の運営は、漁民から委任されて運営しているわけです。しかし、委任された職員は前記した状況のなかで、統合者（指導者）に転成していかざるを得ません。理事会・総会のシナリオを書くのは誰でしょうか。職員上りの専務・参事等でしょうか。かくて「漁協が主人、漁民が従う者」という関係に逆転せざるを得ません。

以上、二つの傾向から導かれる協同組合民主体義とはどういうものでしょうか。漁協の相対的独自性と漁協職員の相対的異質性を前提にすると、組合員＝漁民は、つねに「利用者の顧客的観点」からのみ反応する非協同組合員化された存在へと進まざるを得ません。したがって、組合員が、漁協によって提供される協同組合的商品を買うか、買わないかの

関係として民主主義が存在するのが現状だということができるでしょう。空洞化された民主主義といってもよいかも知れません。

・民主主義について(2)
漁民の民主主義運動が生み出したものについて検討してみよう。

一方に富の蓄積、他方に貧困の蓄積は、資本主義の厳然たる法則です。このため、絶えず社会的緊張が発生し、経済的危機が生れます。かくて、労働者、農漁民による雇用、福祉、農漁業保護・支持の民主的圧力が高まります。他方、国家は、社会的緊張を緩和し、経済危機を克服して資本の攪乱なき高蓄積と持続的な経済成長を保証するため雇用・福祉の政策や農漁業の保護政策（振興という義名で）を展開するわけです。

漁業においては近代化資金制度を始めとする各種の融資制度、構造改善事業や沿岸整備促進事業等がそれです。さらに今では、環境問題やインフラストラクチャーの形成にまで国家が乗り出してきました。それだけ危機が拡大しているわけです。（危機には管理し得るものと管理し得ないものと分けて考えるべきだという立場です。つまり社会経済的危機の段階のものと、政治・国家危機段階まで包摂したものといった理解です）

ところで、漁民の民主的圧力によって創設

されたこれらの制度の運営のため実によくの協会・協議会・基金・組合が中央・地方に設立されています。しかも、それらの組織の常勤役員のお多くは中央・地方の官僚出身者です。そればかりではありません。漁業の価値増殖過程に直接関係している業種別漁協や各種連合会の常勤役員にも官僚出身者が多くなってきました。

さらに、中長期計画の策定や行政の推進に当って設立される審議会、協議会、委員会等は無数といつてよいほどです。これらはすべて、漁民の意向を尊重し、民主的手続きによつて設立され、もち論、業界の代表も多数参加してあります。しかし、その運営、推進はすべて官僚の握るところです。

何故、このように官僚の進出が著しくなつたのでしょうか。「役所から補助金も貰つてゐるからだ」「役所とうまく連結しないと事業が進まないからだ」といふ理由をよく聞きます。当然だと思つます。つまり、国家による経済・社会生活への介入が増大するにつれ、法律、法令、訓令、通達等が著しく増大し、これらを理解して、組織・機関を運営するためには、特殊な職業的専門家が要だといふことです。また、漁民の要望を実現するためには、(こゝでは、時々刻々の日常的な改正・改良のことを言つています)媒介項として

職業的専門家が要なのです。

以上のように、漁民による民主主義運動の結果は、官僚乃至は官僚出身者による制度、組織、機関として結実したわけです。もっと一般的に言へば、漁業経済過程及びその周辺領域への国家の恒常的構造的介入となつて結実したといふことです。

さて、漁協の発展は、組合員⇨漁民と相対的異質性をもつ専門家集団組織⇨テクノストラクチュアを形成させました。漁民の民主的圧力の結果は職業的専門家⇨官僚を導入させました。この二つの専門家は、どのように評価し規定すべきでしょうか。これについては、あれやこれやの論証が必要なのですが、結論だけ述べます。もち論、単なる仮説として、漁協内に形成されたテクノストラクチュアは、協同組合経営の合理性の所持者です。彼等は漁民に忠誠を誓つてゐるのではなく、協同組合に忠誠を誓つてゐるのです。もつとはっきり言へば、彼にとつての漁民は、個別具體的な漁民ではなく、抽象化され一般化された漁民に他なりません。そうでなかつたら、漁民所得の平準化などといふ発想も運動も起る筈がないのです。

つぎに職業的専門家⇨官僚についてですが、現代資本主義国家の性格と機能に関する理論と分析なくしては評価できません。したがつ

て、こゝでは狭い経験から抽出された印象を述べる程度にしておきます。

第一は、民主的圧力によつて創設された制度・組織・機関は、それ自身のもつ相対的な自律性をもつことです。したがつて、それらに属する官僚も一定の自立性をもつといふことです。つまり、官僚は、長期的大局的且つ基底的には、支配階級に奉仕するものですが、個々の局面乃至分野において支配階級の利益を犠牲にし(全てに対してではなく、支配階級の分派のあれこれの部分について)被支配階級の利益を擁護することがあるといふことです。

第二は、国民全体の奉仕者としての理念をかかげて、民主的公正の効率的行政のあり方を追求する運動(公務員の労働運動を背景とする)があるといふことです。そして、そのあり方を追求していくときの武器は、彼等のもつ技術合理性、経済合理性です。

第三は、官僚群は、特権、非特権組に分れ且つ技術系、事務系に分れており、漁業関係に導入された職業的専門家は、非特権・技術系が圧倒的に多いといふことです。このことは、前記の第一、第二の傾向を色濃くもつといふことになります。

第四は、それにも拘らず、個々の部門・官庁における官僚組織の指揮命令系統は厳然と

しており、その監督の権限は外部にまで及んでいないため、ときには職業的専門家の自立性、技術・経済合理性と抵触することがあることです。その時、自立性、技術・経済合理性が失われるかどうかは、提起された問題の質と彼をめぐる各種の諸条件によって異なります。以上のように、職業的専門家の名の通り、価値中立的で技術・経済合理性の所持者であるということができるとしよう。

・安定と福祉について

戦後、漁業制度改革の理念の一つであった生産力の解放は、国民経済の高成長の影響をうけ、漁業生産力の飛躍的増大の過程を経て、今や一転して生産力の破壊又は制約という課題に収斂しています。このことは、すでに述べたように、資本の物的生産性の著しい低下の必然的結果なのです。その低下率が、魚価上昇率を下廻っているかぎり価値的生産性は上昇するか、上廻ると低下していく。

そこで、漁業生産力とは何かという問題が提起されます。高度の技術体系による高度漁獲能力が、そのまま生産力の高さを示すとは限らないのです。資源の量と質に対応した技術体系こそが、高い生産力を実現するものだと考えます。ここで、技術体系と述べましたが、これは労働手段の体系のことですが、漁業技術の現代的課題は、対象資源の客観的

法則の意識的適用にある、つまり労働対系と一体化した体系の確立にあるのではないでしょう。もっと明確に言えば、個々の漁船・漁撈体ではなく、その総体と資源との一体化した管理・漁撈技術の体系のことです。

生産力の解放についても一つ問題があります。解放とは、封建的遺制からの解放ですが、同時にそれは資本主義的自由への解放でした。その結果が資本の物的生産性の低下です。そこで、生産力の解放ということが、漁業生産と漁民・漁業者の生活にとって、基本的原則でよいかということ。資本主義的自由と生産力の解放は、修正せざるを得ません。民主主義の一つ原則である生存権Ⅱ社会的基本権の立場から、大企業の社会的責任が問われ、神聖にして侵すべからざる所有権すら一定の枠がはめられている現代社会の大状況からみて、漁民の生存権、つまり安定した生産と生活の続行の立場から、修正、制限はむしろ必至であると思います。

つまり、漁業政策の今後の基本の一つは、資本主義的自由をコントロールして漁業の安定化を図ることにあるということです。

管理・漁撈技術体系の確立といい、資本主義的自由と生産力解放の修正・制限といい、いずれも特定集団による漁場の排他独占が前提となります。そして直ちに独占の可能性と

その弊害が問題となります。

他産業において、各種の寡占体が成立している条件は、巨大技術、膨大な資本投下、市場に対する組織された支配力等の参入障壁があるからです。これに対して漁業では、簡易技術、小資本、公開された自由市場等、経済的障壁はありません。法的規制があるだけです。違反操業や密漁があつてを絶たない理由です。

しかし、経済的参入障壁がなくとも、排他独占的に利用している漁場から取得する利潤が、一般的平均的利潤率に等しいとしたなら理論的には他から資本の参入はありません。

一般的平均的利潤率に等しくするためには二つの方法があります。第一は、超過利潤部分を当該部門から吸い上げることです。第二は、一般的平均的利潤に等しくなるよう資本を投下させることです。但し、この場合管理・技術体系の確立を前提にしますから、漁撈体の増加という形で現れるでしょう。

この方策をとれば、いわゆる独占の弊害は著しく減少すると思えます。元来、独占の弊害の最も大なるものは、市場に対する組織された支配力にあるのですが、漁業部門においては、公開された自由な市場がほと一般的なので、所与の価格から形成される超過利潤対策では解決し得ると考えます。

ところで、超過利潤対策の可能性があるかという問題ですが、その条件はあるということができません。

それは、漁協系統内に形成されてきた組合経営合理性の所持者であるテクノクラートの存在、国家が漁業経済過程に恒久的構造的に介入してきたことによって形成された技術・経済合理性の所持者である水産官僚の存在を認めることができるからです。だからと言って、彼等に依存すればそれで良いといっているわけではありません。民主々義（こゝで生存権に重点）は、日常的な闘いなく確立しないものです。その闘いに当って各種専門家集団の知識体系が利用できるということです。超過利潤の吸収とその使途についても、彼等の所持する知識体系によって充分処理できるでしょう。ある場合には、それを漁民年金の基金にするのも良いし、ある場合には、多くの漁民を漁場に参加させることによって超過利潤を消失させることも良いでしょう。いずれにしろ、漁業所得の平準化に向う福祉対策として実施せざるを得ません。

以上のようにみると、漁業政策の理念のうち一つの柱は福祉であるということができません。最後に、言い忘れましたが、漁場から排除された漁民の生存権はどうなるのかということ

とですが、以上の行論から生れてくることは、一定の漁場は一定の包容力しかないということ、つまり、それは民主々義の問題ではなく物理的問題だということです。

第三〇回 漁業経済学会

大会のお知らせ

一、会場

東京水産大学
〒108 東京都港区港南町四の五の七
（道順 国鉄品川駅東口より徒歩10分）

二、日程

○五月二七日（金） 午後一時より

三〇周年記念講演会

「漁業制度改革と私」

久宗 高氏（日本水産資源保護協会会長）

午後一時～二時

及川孝平氏（漁業情報サービスセンター理事長）

午後二時～三時

高橋泰彦氏（元水産庁次長）

午後三時～四時

○五月二八日（土） 午前九時三〇分

一般報告

○五月二九日（日） 午前九時三〇分

シンポジウム

「漁業制度改革の現代的意義」

○総会 五月二八日 午後一時～二時

三、配付資料

当日の配付資料が、例年不足していませんので、各自七〇部ほど御用意下さい。

四、大会運営

大会の準備、編集担当常任理事を中心に、その他理事各位の協力のもとに行います。

五、懇親会

五月二八日 午後六時より生協食堂で行う予定です。

会費 二、〇〇〇円

六、大会参加費

二、〇〇〇円（レジメ代を含む）

七、宿泊について

各自で確保して下さい。

八、プログラム予定

・シンポジウム・テーマ「漁業制度改革の現代的意義」

「戦後漁業権制度の性格と機能」

鈴木 旭

「漁業制度改革における資源対応とその理論」

長谷川 彰

「漁業制度における協同の位置づけの変

化」

八木 庸夫

司会 倉田 亨

・一般報告

四月二五日現在申込みのあった一般報告演題は次のとおりです。

「FAO漁業努力規制に関する専門家会議の経過と私見」

山本 忠

「稚内機船漁業協同組合のプール経営とその問題点」

境 一郎

「南太平洋のかつお・まぐろ漁業について(仮題)」

片岡千賀之

「水産物需要について(仮題)」

小野征一郎

◎全国理事会等の日程

・全国理事会 五月二七日午後六時〜八時

・東京水産大学 教養棟二階会議室

・シンポジウム報告者検討会

五月二七日 午前一〇時〜

東京水産大学 教養棟二階会議室

・学会賞選考委員会

五月二七日 午後四時〜

東京水産大学

・在京理事会 五月十七日 午後六時〜

東京水産大学

◎学会誌の編集・発行状況について

(学会誌編集担当理事より)

学会誌は二七巻三号を五月上旬に配布します。二七巻四号および二八巻一・二合併号(シンポジウム特集号)は編集を完了し、五月末にはできあがる予定です。

構成は以下のとおりです。

○二七巻四号

論文 戦前期シンガポールを中心とした

日本人漁業 2

片岡千賀之

調査研究動向 戦後北海道における漁業

経済研究の動向と課題

増田 洋

書評 大海原宏・長谷川彰・志村賢男・

八木庸夫・高山隆三編『現代水産

経済論』

米田一二三

小野征一郎『水産業界』

浦城 晋一

『漁業経済研究』目次 二一巻一号〜

二七巻四号

漁業経済関係文研目録

編集後記

○二八巻一・二合併号

第二九回大会シンポジウム特集

漁場利用の経済的諸問題

論文 漁場利用の経済的諸問題

高山 隆三

沿岸域における漁場利用の構造

米田一二三

日本浅海養殖業の諸問題

浦城 晋一

漁場利用の地代論的アプローチ

堀口 健治

報告 漁場利用の経済的諸問題

増田 洋

書評 津田初二・中谷三男『船尾トロー

ル漁業入門』

八木 庸夫

二八巻三号は五月末までに編集を終える

予定です。本年度中に二八巻四号および

二九巻の三冊をすべて発行し、いままで

の遅れをとり戻したいと考えています。

原稿不切は左のとおりです。多くの投稿

を期待しています。

二八巻四号 八三年七月末

二九巻一・二号(シンポ特集号)

八三年八月末

二九巻三号 八三年十一月末

二九巻四号 八四年二月末